

(単位:千円)

| No. | 目標 設定 事業 No | 事 業 名 | 平成18年度予算額 | 事 業 概 要 | | 精査類型 |
|-----|----------------------|---------------------------------|-----------|---------|--|------|
| | | | | うち独法再掲分 | | |
| 179 | 141 | 女性の能力発揮促進事業委託費 | 329,224 | 0 | 女性労働者がその能力を十分に發揮できる職場環境を整備することを目的として実施する「女性雇用管理推進援助事業」の一つである当事業は、業種別使用者会議や企業診断などを通じて、個々の企業における具体的なポジティブ・アクションの取組を促進、援助するとともに、個々の企業の実態に応じて、実効あるセクシアルハラスメントの防止の取組に対する援助を行うことにより、女性労働者がその能力を発揮できる職場環境整備に資するものである。 | (5) |
| 180 | 142 | 女性と仕事の未来館運営経費 | 256,398 | 0 | 女性と仕事の未来館は、働く女性及び働きたい女性を支援するための事業を総合的に展開する全国唯一の事業拠点であり、女性がその能力を十分に発揮して働くことができるようサポートするために、能力発揮事業、相談事業などの支援事業を総合的に実施する。 | (1) |
| 181 | 143 | 育児、介護等を行う労働者のための相談援助事業 | 332,713 | 0 | 家族的責任を有する労働者が、育児、介護、家事等に関する各種サービスを必要に応じて享受できるよう、これらについての相談を受け付けるとともに、地域の具体的な情報を電話等により提供する相談援助事業を実施する。 | (1) |
| 184 | | 再就職希望者支援事業 | 414,118 | 0 | 育児などにより離職し、再び職業に就くことを希望する者は、育児などの時間的制約から再就職に向けた取組を集中的に行うことなどが難しいことから、再就職希望者に対し、本格的な求職活動を開始する前の準備段階から、職業意識の向上、職業能力の開発などに役立つ支援を行う。 | (7) |
| 187 | | 女性雇用管理推進援助費(女性の能力発揮促進事業委託費を除く。) | 114,536 | 0 | 女性労働者がその能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、企業に対して、必要な研修及び情報の収集・提供等を行い、ポジティブ・アクションの自主的な取組を促すとともに、セミナー等の開催及びセクシアルハラスメントカウンセラーの設置により、セクシアルハラスメント防止対策を推進する。 | (7) |
| 190 | | 総合的短時間労働者対策推進費 | 608,416 | 0 | 短時間労働問題に関する研究会、講習会、公正かつ多様な働き方導入に向けた事業、その他、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図ることを目的とした総合的支援事業を実施する。 | (7) |
| 196 | | 短時間労働者雇用管理改善等助成金 | 102,000 | 0 | 正社員と共に評価・資格制度の構築、短時間正社員制度の導入等、パートタイム労働者の均衡待遇に向けた事業主の取組を支援する。 | (7) |

② 財形・中退関係

| | | | | | | |
|-----|-----|---------------------------|-----------|---|--|-----|
| 197 | 145 | 中小企業財形共同化支援事業助成金 | 64,616 | 0 | 中小企業が事務代行制度を活用することにより、一層の財形制度の普及を図るため、事務代行制度の普及に関する業務を行う法人である事業主団体に対し当該業務等に要する費用を450万円を限度に最長3年間助成。 | × |
| 198 | 146 | 貸付金 | 409,241 | 0 | 勤労者が自ら居住するための住宅を建設するために必要な資金等を事業主等に融資。 | × |
| 199 | 147 | 勤労者財産形成促進助成金(財産形成貯蓄活用助成金) | 12,163 | 0 | 財形貯蓄活用給付金制度(一般財形貯蓄を行う労働者が育児・教育等生涯の節目となる事由に対して50万円以上の払出しを行った場合に事業主が支援する制度)を導入した企業について、勤労者に財形貯蓄活用給付金を支払った事業主に対し、当該給付金の額に応じて一定額(8千円～11万7千円)を支給。 | × |
| 200 | 148 | 勤労者財産形成促進助成金(勤労者財産形成助成金) | 1,001 | 0 | 中小企業への財形給付金制度及び財形基金制度(労働者の財産形成を援助するために、事業主が財形貯蓄を行っている労働者のために毎年定期的に金銭を拠出する制度)の導入を促進するため、給付金契約及び基金契約に基づき拠出する中小企業の事業主に対し、拠出金及び基金契約の一一定割合(3%～30%)を7年間助成。 | × |
| 201 | 149 | 中小企業退職金共済事業費 | 6,083,555 | 0 | 労働保険特別会計雇用勘定により掛金助成を行い、中小企業退職金共済制度への加入あるいは掛金の引上げに伴う事業主負担を軽減し、退職金制度の普及及び退職金水準の向上を図る。 | (5) |
| 202 | 150 | 勤労者マルチライフ支援事業経費 | 147,207 | 0 | 勤労者が希望に応じてボランティア活動に参加することができるよう、事業主団体、ボランティア関係団体と連携しつつ、ボランティア参加を希望する勤労者とその受入先とのマッチング、情報提供・相談活動、企業の担当者を対象としたセミナー、勤労者を対象としたガイダンスの開催等を実施し、勤労者のボランティア活動への参加に向けての基盤整備を図る。 | × |
| 203 | 151 | 中小企業勤労者総合福祉推進費 | 754,454 | 0 | 中小企業による総合的な福祉事業対策の充実に向けた共同福祉事業の実施体制を確立するため、中小企業の勤労者と事業主が協力して「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、当該センターが在職中の生活の安定、健康の維持増進、老後生活の安定等総合的な福祉事業を行うことに対し、国が助成を行い、中小企業勤労者の福祉の向上を図る。 | × |

13 國際関係その他